

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

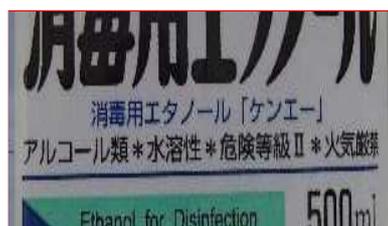
新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第4類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールの安全な取扱いについて、次の火災予防上の注意事項に気をつけてください。

なお、貯蔵・取扱いの量に応じ、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合がありますのでご注意ください。

★火災予防上の注意事項

- ・火気の近くでは使用しないでください。
- ・容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。
- ・容器への詰め替えは、風通しの良い場所や換気の良い場所で行ってください。また、密閉した室内で多量の噴霧は避けるようにしましょう。
- ・容器へ詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないように注意し、詰め替えた容器には「消毒用アルコール」や「火気厳禁」等の注意事項を記載しましょう。



※問合せ 予防課 TEL 23-3427